

甲卒小考 -地湾出土の甲卒簡牘から-

メタデータ	言語: jpn 出版者: 明治大学東洋史談話会 公開日: 2021-01-28 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 高村, 武幸 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/21363

《論説》

甲卒小考 一地湾出土の甲卒簡牘から一

高村 武幸

はじめに

漢代史料に「甲卒」という語句がみえる。例えば『史記』には、太初三（前102）年に、
益發戍甲卒十八万、酒泉・張掖北、置居延・休屠以衛酒泉、…。

（守備の甲卒18万人を増派し、酒泉・張掖の北、居延・休屠に置いて酒泉を守らせ…）

『史記』大宛列伝

とあって、従来は武装兵と訳出すべき兵士のことと考えられてきた。必ずしも前線勤務ばかりではなく、輸送任務に使われることもあったようである。始建国二（後10）年、匈奴攻撃を計画した王莽は大規模な動員を実施したが、そこに甲卒がみえる。

莽乃遣使易单于印、貶鉤町王為侯。二方始怨、侵犯边境。莽遂興師、發三十万衆、欲同時十道並出、一挙滅匈奴。募發天下囚徒・丁男・甲卒轉委輸兵器、自負海江淮而至北边、使者馳伝督趣、海内擾矣。

（王莽はそこで使者を派遣し单于の印をとりかえ、鉤町王の位をおとして侯とした。この二か国は恨みを持ち、边境を侵犯した。王莽はそこで軍勢を催し、30万の軍を動員し、同時に10方面から並進して、一挙に匈奴を滅ぼそうとした。天下の囚徒・丁男・甲卒を募集動員して兵器を転送輸送させ、海のほとりや江淮から北辺へ至らせ、使者は馳伝により督促し、国内は騒乱した）

『漢書』食貨志上

この事例は、秦代の里耶秦簡にみえる「乗城卒」が武器の輸送に従事した事例との類似性を看取することができる⁽¹⁾。

ところで、この甲卒は、わずかながら居延漢簡にも事例がみられたが、大量に事例が存在する「戍卒」と同一の兵士と考えてよいかわからなかった。事例が少数であることもあって、考慮すべき材料に欠けるという面もあった。その後も、後漢末期の長沙東牌楼漢簡中に税役関連で事例がみられたが、兵士としてどのような性格であるのかはよくわからないままであった。加えて、各史料の時期も大きく隔たっており、時期的変遷の有無も考慮されねばならず、検討が困難であった。

このたび、新たな出土史料である地湾漢簡の公開に伴い、甲卒の事例が増加したこともあり、

改めてこの点を検討する手がかりが得られた。本稿では、文献史料・簡牘史料を用いつつ、甲卒という兵士について、主に前漢後期から後漢初期の時期を対象として現時点で考えられる限りの検討を行い、漢代兵制・軍事史の空白をわずかながら埋めたいと試みるものである。

1. 地湾漢簡にみえる甲卒関係簡牘からみた甲卒と戍卒

地湾漢簡は、近年公開された広義の居延漢簡の一種といってよい簡牘史料群である。地湾とは、漢代に河西回廊（現・甘肅省西部）と、その北方にあつて河西回廊から北流する弱水（現・黒河）の流れ込む居延沢の近傍に設けられた居延県との交通路に設置された防衛施設の遺跡所在地で、漢代では肩水候官と称された辺境防衛機構が設置されていた。肩水候官は、上級機関の肩水都尉府の指揮のもと、居延－河西回廊間の交通路への匈奴・羌などの攻撃を察知するため烽燧を管理し、また関所である肩水金関をも管轄していたと考えられる⁽²⁾。すでに1930・31年、西北科学考察団によって調査され、A33の番号が与えられた遺跡であり、いわゆる旧居延漢簡（1930・1931年出土居延漢簡）の出土遺跡として知られる。地湾漢簡は1980年代の再調査により発掘された簡牘ということになる。

候官の業務については、すでに永田英正氏の研究によって、肩水候官より北の居延都尉府指揮下の甲渠候官を例としてほぼ解明されており、指揮下の烽燧やそれを取りまとめる部からの報告を集約して都尉府に報告し、逆に都尉府から指示された命令などを受けて烽燧や部に伝達するなどの役割を果たしていた⁽³⁾。地湾漢簡はそうした業務の中で作成された公文書・簿籍を中心とする史料群ということになる。史料の年代としては概ね前漢後半期から後漢初期であり、1930年代・1970年代居延漢簡とほぼ同様である。

それでは、地湾漢簡にみえる甲卒関係簡牘を確認していこう。

名籍類

表題簡

① 麟得始建国三年三月壬子左部外営麟得甲卒稟名籍 (86EDT5H15, A33)

本文簡

○甲卒

② □田甲卒麟得卷舒里魏長年三十 (86EDT5H3, A33)

③ 張掖郡昭武甲卒麟得万年里公乘温良年二十五 (86EDT5H4, A33)

④ 昭武甲卒平都里尹備年三十五 (86EDT5H6, A33)

⑤ 昭武甲卒麟得安定里寧嘉 (86EDT5H70, A33)

⑥ 左部甲卒麟得安樂里續蒼 (86EDT5H80, A33)

⑦昭武甲卒氏池□□□ (86EDT5H175, A33)

⑧氏地甲卒孝仁里王汲 □ (86EDT5H183, A33)

⑨左部甲卒纒得市陽里□ (86EDT5H224, A33)

○甲卒五百

⑩中営甲卒五百昭武直廷里宋音 (86EDT5H34, A33)

その他簿籍

⑪六石具弩十二 有方六盾六 凡甲卒五十三人其六人将松
彘矢銅鏃千二百 □廿八盾廿八 今見人三十七人 (86EDT5H195+37, A33)

⑫□当稟」甲卒十三人 (86EDT5H151, A33)

⑬□□見 △氏池甲卒五十人口
三人口□酒穀二人死三人亡見二百□ (86EDT5H173, A33)

⑭逆甲卒五百人 其百三□□
其三百□□ (86EDT5H156, A33)

以上の①～⑭までが『地湾漢簡』内の甲卒関係簡となる。すぐに気づくのは、数値の表記に王莽期の特徴がみられることで、実際に 86EDT5H の紀年簡としては居摄元年 (63・148)・二年 (45・68)・三年 (初始元年、10・36+177・98・106・141+160・168・222)・始建国元年 (58・82・131・225)・二年 (180+43)・三年 (15・16・158+239)・四年 (76) がみられ、王莽摄皇帝期～王莽期初期 (後6～12年) の紀年簡がほぼ全てを占める。また地名が前漢期のものから改変された簡牘はなく、これらの簡牘を天鳳元年 (14年) の地名改変以前のものとする根拠となろう。

まず、名籍簡の書式であるが、基本的に、

「県名または某部+甲卒+県名・里名+姓名」

が基本形で、そこに年齢や爵位が加わる事例がみられる。県名はいずれも肩水候官の所在地が含まれる張掖郡の県名であるが、特徴的なのは最初の第一県名とその後の第二県名が異なる事例が複数みられるということである。例えば、

⑤昭武甲卒纒得安定里寧嘉 □ (86EDT5H70, A33)

の場合、纒得県安定里が寧嘉の本籍地であると考えられる。そのことは、間接的には、

④昭武甲卒平都里尹備年三十五 (86EDT5H6, A33)

から判明する。この事例では第二県名を欠いているが、それは平都里が昭武県の里であり、特に繰り返して書くまでもないためと推測される。とすれば、第一県名がその甲卒の本籍地と同じである場合は第二県名の記載は省略され、そうではない場合は記載される、ということになる。それでは、最初の県名はなんであろうか。

左部甲卒纒得市陽里□ (86EDT5H224, A33)

この場合、左部が配属部隊名であることは、表題簡の記載からも明確である。左部については肩水候官の部名にもみられるが⁴⁾、甲卒が部に配属されたかどうかについては後述する。少なくとも、第一県名の位置に部隊名が入ることは明らかである。従って、第一県名も部隊編成と関わるのではなかろうか。すなわち、寧嘉は饒得安定里に本籍を持つが、甲卒の部隊としては昭武県の部隊として編成されたという可能性が考えられる。無論、第一県名の昭武も「武を昭かにする」とでも読み、勇壮な意味の部隊名と考えることも可能ではあるが、「氏地」の事例が存在することからその可能性は明確に否定できる。実際の部隊編成として、昭武県部隊として運用されたかどうかはわからず、むしろ部隊配属が決まると左部や中営という部隊名に代わるのではないかと推測されるが、いずれにせよ、「某県編成部隊の甲卒」という意味で理解するのが現時点では妥当であろう。

それではこの名籍を従来知られている事例と比較してみよう。兵士としての名称も近い戍卒名籍の中で、甲卒と同様に張掖郡出身戍卒を例として掲げたい。

戍卒張掖郡居延昌里管襄司馬駿年廿二 (286.14, A8)

戍卒昭武宜春里管襄辛恭年廿四 (EJT24.147, A32)

戍卒氏池広漢里公大夫徐齊年廿七 (EJT10.401, A32)

基本的な構成は「戍卒+ (郡) 県名+里名+爵位+氏名+年齢」となっており、甲卒名籍の中では最も記載項目が多い

張掖郡昭武甲卒饒得万年里公乘温良年二十五 (86EDT5H4, A33)

とかなり類似しているが、冒頭の「戍卒」は他の郡県の戍卒の例から、配属後は「配属先名+卒」となるはずである。そうすると、必ず「〇〇甲卒」と記され、編成県名や配属部隊名が付される甲卒とは若干の差異がみられることとなる。

その他簿籍の⑩は甲卒の装備品と思われるが、基本的に弩・稟矢銅鍬・有方・盾と、以下の簡にみられる戍卒の装備品と変わらず、この地湾漢簡の甲卒が戍卒同様の歩兵であることを窺わせる。

第十三隧戍卒河南郡成皋宜民里公乘張秋年卅四 三石具一
稟矢銅鍬五十 (214.7, A8)

同じ歩兵でありながら呼称を異とし、名籍の書式も差異がある甲卒と戍卒であるが、王莽期特有の事情で、戍卒が甲卒に改名され、編成も変わった可能性は現時点では低いものである。

出戍卒二十一人 三月二十日尽六日晦減積三十九月 (EPT68.197, A8)

万歳部居撰元年九月戍卒受庸錢名籍 (EPT59.573, A8)

いずれも甲渠候官のもので発掘遺跡が異なるが、明らかに王莽簡の特徴を持っていながらも「戍卒」という語句を相変わらず用いている。同じ地湾漢簡の86EDT5H中にも、

出表二石 粟平楽燧卒鄭並十二月食四 (86EDT5H123+127, A33)

□粟登山燧卒桃永二□

(86EDT5H116, A33)

と、成卒という語句がみられる。

また甲卒はある程度まとめて配備されていたのではないかと、⑪・⑬・⑭などをみると、甲卒が数十人～百数十人程度でまとめて把握されている。成卒であれば侯官レベルの集計でもない限りはみられない数であり、部で 30 名ほど、燧であれば 3～4 人である。

以上のように、甲卒と成卒はひとまず別物として検討した方がよいようである。次に、成卒と並んで居延漢簡にみられる騎士と比較していきたい。

2. 甲卒と騎士

騎士については多くの研究があり、今ここでそれを繰り返すことはしないが、筆者の理解としては基本的に選抜された主力兵士であり、半ば官吏としての性質も持っていたと考えている⁽⁵⁾。一方成卒は敵の侵入を監視し、侵入があれば信号を出し、その他は防衛線の維持補修に従事した補助兵ということになる。地湾漢簡と同じく A33 肩水侯官遺跡から出土した 1930 年代居延漢簡中の騎士簡を冊書に復元した大庭脩氏は、地湾の騎士は機動性のある攻撃部隊であったと考え、また敦煌漢簡で騎士が成卒とは混淆せずに平時の作業もしているところから、成卒とは異なるという指摘もしている⁽⁶⁾。騎士に対する大庭氏の指摘は、実は地湾出土の甲卒にもかなりの程度当てはまるようである。

まず、⑪にみえる「中営甲卒五百」であるが、大庭氏も指摘するように五百は軍の指揮官の一種である。

昭武騎士益広里王彊 一 属千人霸五百偃士吏寿

(560.13, A33)

漢初の「二年律令」秩律 446 にも記載される千人に比べて類例が少なく、あるいは軍事官に時々みられる仮設置の指揮官であるかも知れない。

そしてこの中営であるが、騎士の部隊名として居延漢簡に散見されるのである。

中営左騎士鉞庭里蘇海 第廿八

(EPF22.653, A8)

右前騎士関都里□

右前騎士関都里王□

右前騎士白石里孟賀 左前□

中営右騎士千秋里龍昌 左前騎士□□

中営右騎士累山里亓襄 左前□

(EJT3.7, A32)

前者は甲渠侯官出土のため居延都尉府指揮下の騎士である。後者は発見場所は A32 ながら、里名がいずれも居延県のもので推察されるため、おそらく A32 肩水金関を通過した居延都尉府指揮下

の騎士の記録であろう。いずれも A33 ではないが、部隊編成として中営・左・右に分かれ、さらにその中で前後左右などに分かれる編成であったことがうかがえる。このことは、⑥・⑨に左部があり、⑩に中営があることから、甲卒にも合致することは言うまでもない。

なお、肩水候官の指揮下の部の中に右前・右後・左前・左後があることから（前掲註(4)青木論考）、甲卒もそれらの部の指揮下にあり、成卒の別称ではないか、という意見もあり得るであろう。しかし、中営を官秩三百石以上の県長レベルの官吏が指揮していたことを示す史料がある。

中営候令史仲客 中営八十人第四口□ (86EDT5H59)

令史は令・長クラスの長吏に直属する属吏であり、中営侯がその直属上官となる。そして肩水都尉府指揮下の候官に中営候官の存在を示す明確な史料は現時点ではない。となれば、この中営侯は甲卒らを指揮する部隊の指揮官であり、後掲史料の通り候官の候（鄣侯）の官秩が比六百石前後であることから考えれば、中営侯の官秩も同程度と推察される。

●右鄣侯一人秩比六百石 (259.2, A8)

この候であるが、ほぼ同格の司馬・千人が騎兵の指揮官として史料にみえることが多く、また鄣侯が補助兵であるとはいえ歩兵の成卒を率いる警戒監視部隊の指揮官であることから類推して、歩兵の指揮官なのではなかろうか。

中侯、郡侯、騎千人、衛將軍候、衛尉候、秩各六百石、有丞者二百石。

(張家山漢簡「二年律令」秩律 446)

□□張掖居延都尉博城騎千人 行丞事謂官写移書到務如

大守府牒律令 掾博兼守属弘書佐政

(…居延都尉博・城騎千人 丞を代行し、候官に通達する。書き写して送る。書類が到着したら、つとめて大守府牒・律令の通りに執行せよ。掾博・兼守属弘・書佐政)

(EPT43.12, A8)

以上の点から、中営と同様の部隊名と考えられる左部も、官秩比六百石前後の左部候の指揮下にあり、肩水候官指揮下で官秩百石の候長が責任者である左前・左後部のどれかではないということになる。

また、甲卒がかなりまとまって把握されているらしいことも、成卒との混淆がみられない騎士と類似する。⑪で 53 人、⑬で 50 人、⑭で 500 人という数で把握されており、これらの数値が部隊配属前に動員された甲卒をまとめて記しているものでなければ、書類上はまとまって把握していたことになろう。特に、⑪では甲卒 53 人に対して支給された装備の数量や、業務で不在にしている 6 名などの記載もあって、部隊配属前の書類とは考えられない。⑩なども「中営八十人」とあり、「凡八十人」という記載ではないので何らかの作業の延べ人数とも考えづらい。これらの点から、甲卒もまとまって把握されており、それは恐らくかなりの人数で構成された部隊単位での把

握であろう。

さらに、県単位で動員・把握されている点も騎士との類似点として掲げられる。甲卒名籍簡の本文部分で、冒頭に部隊名ではなく県名が記されているものは騎士名籍簡と全く同じである。

氏池騎士平楽里末慶	☑	(146.38+407.5, A33)
昭武騎士宜春里高明	☑	(564.3, A33)
饒得騎士敬老里張徳	☑	(564.9, A33)
饒得騎士安楽里蘇広	/	(EJT27.102, A32)

部隊配備後は部隊名を付した形になることは、先にも居延漢簡で示した通りである。なお鷹取祐司氏によると、騎士の中でも部隊編成された居延県出身の者は王莽期に集中するようである⁽⁷⁾。ただし他の時期と思われる事例がないわけではなく、地域が異なるが敦煌漢簡でも部隊編成された騎士が前漢期にみえる。

中営左騎士利上里馬奉親	馬一匹驢牡左剝齒四歳高五尺八寸	袁中	(EPT51.12, A8)
-------------	-----------------	----	----------------

すでに指摘されているように⁽⁸⁾、A8 遺跡の探方 51 (T51) は宣帝から哀帝期の紀年簡が出土する一方、王莽期のものはない。写真がないので釈文全文の引用はしないが、敦煌懸泉漢簡 I 0114①70 に「左部騎士高誼里建平五年二月」という記述がみえ、建平五年は前2年に該当する。従って、本稿ではまず騎士の動員編成は県が単位となり、必要に応じて部隊編成されるものと仮定しておく。基本的には張掖郡内の県から動員されている点も、甲卒の場合は、動員編成県と本籍県が異なる場合があるが、それを除くと甲卒と騎士とで変わらない。なお①「饒得始建国三年三月壬子左部外営饒得甲卒稟名籍」をみる限り、左部外営に配属された甲卒も、わざわざ「左部外営饒得甲卒」と記載があるということは、部隊編成が完結した後も、動員編成県もしくは本籍県単位に把握され続けていた可能性があることになる。①は、全体として饒得県が饒得県出身（あるいは饒得県編成）の甲卒に食料を支給していたと解釈でき、部隊配属後も動員編成・本籍県の責任で甲卒らの食料を負担する場合があったと考えられる点は、王莽期の事例ではあるものの、兵士への食糧支給を考える際には興味深い事例となろう。

断簡であり出土遺跡が異なる (A8 甲渠候官) が、以下のような事例もあり、あるいは当時甲卒と騎士が近いものとして捉えられていた傍証になるやも知れない。

☑□十九人甲卒騎士	(EPF22.839, A8)
-----------	-----------------

以上、甲卒と騎士との類似点についてみてきた。少なくとも前漢末から王莽初期の肩水候官付近に存在していた甲卒については、候官の候（郵候）とはことなる、官秩比六百石クラスの候に指揮される部隊に組み入れられていたと考えるのが妥当で、中営・左部・左部外営といった部隊名称からみる限り、騎士とよく似た部隊編成を取っていたと考えられる。それは成卒を主力とし、

担当範囲から動くことがない候官一部一烽燧からなる警戒監視部隊の編制とは異なり、歩兵ではあるが騎士部隊同様に移動することを前提にした編成、いわば戦闘編成をとっているであろう。以下に先行研究の指摘を参考にしつつ図示してみよう⁹⁾。

警戒監視部隊 都尉府（都尉）一候官（鄴侯）一部（侯長）一燧（燧長）
 騎士部隊 都尉府（都尉）一部（司馬）一曲（千人）一官（五百）一隊（士吏）
 甲卒部隊 都尉府（都尉）一部（侯）一不明

という形になるのではないか。甲卒部隊についてはわからないことも多いが、騎士や戍卒に比べると史料がかなり少なく、その両者とは違って、平時に動員される際には数が少なく、戦時などに大量動員されるいわば戦時編成部隊といった可能性もあろう。

仮に戦時編成部隊であるという推定が正しいとすると、甲卒の大量動員が必要な状況があったということになるが、その際に甲卒簡が後6～後12年頃のものという点が重要になる。すなわち、王莽による対外強硬政策に対する反発があらわれた時期と重なるのである。

始建国二（後10）年、匈奴との間での単于印の印文をめぐる紛争が発端となり、匈奴が辺境に攻撃をしかけると、同年12月に王莽は大規模な匈奴攻撃を計画した。

遣五威將軍苗訢・虎賁將軍王況出五原、厭難將軍陳欽・震狄將軍王巡出雲中、振武將軍王嘉・平狄將軍王萌出代郡、相威將軍李琴・鎮遠將軍李翁出西河、誅貉將軍陽俊・討穢將軍嚴尤出漁陽、奮武將軍王駿・定胡將軍王晏出張掖、及偏裨以下百八十人。募天下囚徒・丁男・甲卒三十万人、輦衆郡委輸五大夫衣裘・兵器・糧食、長吏送自負海江淮至北辺、使者馳伝督趣、以軍興法從事、天下騒動。先至者屯辺郡、須畢具乃同時出。

（派遣して五威將軍苗訢・虎賁將軍王況を五原から出撃させ、厭難將軍陳欽・震狄將軍王巡を雲中から出撃させ、振武將軍王嘉・平狄將軍王萌を代郡から出撃させ、相威將軍李琴・鎮遠將軍李翁を西河から出撃させ、誅貉將軍陽俊・討穢將軍嚴尤を漁陽から出撃させ、奮武將軍王駿・定胡將軍王晏を張掖から出撃させ、及び偏裨以下の將軍は180人であった。天下の囚徒・丁男・甲卒30万人を募り、各郡から転送して五大夫衣裘・兵器・食料を輸送させ、長吏がそれを海のほとりや江淮から北辺へ送って至らせ、使者は馳伝により督促し、軍興法によって従事したため、天下は騒動した。先に到着したものは辺郡に駐屯し、すべて揃うのを待ってから同時に出撃することとした）

『漢書』王莽伝中

ここにみえる甲卒は物資輸送に動員されているため、地湾漢簡の甲卒と直接の関係をただちに想定することは難しいが、辺郡出身の甲卒が内郡から転送された物資の輸送と警備を兼ねて前線付近まで行き、そのまま駐屯したということはあるであろう。

冒頭の『史記』大宛列伝にもみられるように、主力進攻軍の後背を守備し、予備兵力もしくは

補給線を切られないための兵力が出撃拠点に駐屯することがあった。このように考えると、始建国二年末の作戦計画では、河西四郡中で張掖郡が奮武將軍王駿・定胡將軍王晏の二軍の出撃拠点として明記されている。地湾の王莽期の甲卒とその部隊は、この遠征のために動員された張掖郡の兵士からなる戦時編成部隊で、まずは動員編成県もしくは本籍県ごとにまとまって辺境防衛線の軍事機構に到着後、一部は進攻軍に、一部は後背守備軍に振り分けられたもののうちの后者であり、臨戦体制であるがゆえに戦闘編成に改編されているのではないか。そのように考えると、前掲註(7)鷹取氏論考で指摘された、王莽期に居延県における騎士が県単位編成ではなく部隊編成されている現象とも合致し、戦闘編成と推定される歩兵・騎兵からなる複数部隊が弱水沿いの拠点（居延付近・肩水付近）に駐屯している状況が浮かび上がる⁽¹⁰⁾。北方から張掖郡を攻撃するには、砂漠を突っ切るよりは弱水沿いの方が水の補給やルートをはじめとする面で有利であり、張掖郡を東西に二分する形に攻撃できる面もあることについては贅言を要すまい。それを防ぐために弱水沿いに戦闘部隊を配置するのは理に適ったやり方であろう。

3. 甲卒の性格

上述のように、地湾漢簡に見える甲卒については、編成上まず県別に動員・編成されたのち、必要に応じて戦闘編成へ改変された兵士で、騎士と類似した特徴を持つ兵士ということが判明した。それでは、甲卒は騎士と同様の選抜兵と考えられるのであろうか。換言すれば、歩兵であるという点から、いわゆる材官の類とみられるのかどうか、現時点でわかる範囲で確認していきたい。

まず、文献史料に見える甲卒を確認していきたい。『史記』に見える甲卒は、冒頭に掲げた太初三年の事例の他に本文に見えるものとしては以下のような例がある。

令甲卒皆伏、使老弱女子乘城、遣使約降於燕、燕軍皆呼万歳。

（甲卒を伏せて老人子供女性に城を守備させ、使者を派遣して燕に降伏を約束すると、燕軍はみな万歳と叫んだ）

『史記』田単列伝

為足下計、莫若約降、封其守、因使止守、引其甲卒与之西。

（貴殿のために計ると、降伏を約束し、その守を封建して引き留め、その甲卒を率いてともに西に行くに越したことはありません）

『史記』高祖本紀

この二例は戦国斉の田単の逸話と、秦二世三（前206）年、漢の高祖の関中攻略時に降伏交渉に出向いた南陽守の舎人陳恢の話で、いずれも制度的な背景に基づいた用法ではなく、単純に「主

力兵」「武装兵」という意味に理解するのがよいであろう。

赦令除其罪、産五十万以上者、皆徙其家属朔方之郡、益発甲卒、急其会日。

(大赦令でその罪を除き、家産 50 万錢以上の者はみなその家族を朔方の郡に徙民し、さらに甲卒を動員し、急ぎ期日に間に合わせる)

『史記』淮南衡山列伝

淮南王に対する伍被の言であるが、ここでも明確な制度的背景があるかどうかは不明である。冒頭の太初三年の事例も含め、『史記』では主力兵以上の意味を見出すことには慎重にならざるを得ない。

一方、『漢書』では甲卒の語が制度的な背景に基づいて用いられている可能性がある。

春二月、赦天下、賜民爵一級。年八十復二算、九十復甲卒。

(春二月、天下を大赦し、民に爵一級を賜った。年齢 80 歳の者には二算を復し、90 歳では甲卒を復した)

『漢書』武帝紀・建元元(前 140)年

この事例は税役免除に関わる内容で、二算と甲卒とが税役免除の額として並べられている以上、甲卒がどういうものかという制度的背景がなければならない。後漢末となるが、関連史料が東牌楼漢簡に見える。

凡口五事

中 第三事二 訾五十口

甲卒一人

(東牌楼漢簡・82)

この史料の解釈として、凌文超氏は走馬楼呉簡との比較から、後漢ごろから甲卒の役は錢納税化しているとみているが、元々は役であったと理解している⁽¹¹⁾。それでは、甲卒はどのような役であったのか。

自扱除関西人為校尉軍吏、将関東甲卒、発奔命以撃義焉。

(みづから函谷関以西の者を選んで校尉や軍吏とし、関東の甲卒を率いさせ、奔命を動員して翟義を攻撃した) 『漢書』翟方進伝・翟義条

居摂二年、翟義の挙兵に対して王莽がとった方策を記した部分であるが、甲卒と奔命が別々の兵士として記されている。この奔命については、『漢書』昭帝紀始元元(前 86)年の西南夷が反乱した際の記述にみえ⁽¹²⁾、その注に応劭曰くとして

旧時郡国皆有材官騎士以赴急難、今夷反、常兵不足以討之、故權選取精勇。聞命奔走、故謂之奔命。

(昔は郡国にみな材官・騎士があつて緊急の国難に立ち向かったが、今異民族が反乱し、通常の兵力では討伐に不足であるので、臨時に精鋭勇敢な者を選抜したのである。命令によつ

て奔走するので、奔命というのである)

李斐曰くとして

平居発者二十以上至五十為甲卒、今者五十以上六十以下為奔命。奔命、言急也。

(普段は20歳から50歳までを甲卒としているが、今50歳から60歳までを奔命と為した。

奔命は緊急をいうのである)

とあり、顔師古は応劭を是とする。ただし、応説でも李説でも緊急動員の兵士であるという理解は共通しており、甲卒だけでは不足する場合に動員されるものという理解は、翟方進伝の記述とも矛盾はない。応劭の説を敷衍すれば、奔命と並んでみえる甲卒は主力兵、想像となるが材官・騎士の類ということになる。

後漢期に入ると、甲卒は文献史料上、戦時の主力兵として記載される。

会隗囂畔、夏、復遣漢西屯長安。八年、從車駕上隴、遂困隗囂於西城。帝勅漢曰「諸郡甲卒但坐費糧食、若有逃亡、則沮敗衆心、宜悉罷之」

(隗囂が反乱したので、夏に、また呉漢を遣わして西の長安に駐屯させた。八年、車駕に従って隴にゆき、隗囂を西城で包囲した。帝は呉漢をいましめて「諸郡の甲卒は何もせずに糧食を消費するだけであり、もし逃亡でもしたら、みなの上士気を沮喪させるので、全部退役させてしまうのがよい」といった)

『後漢書』呉漢列伝

建武八(後32)年の隗囂攻撃に際しての光武帝の言葉であるが、甲卒が郡単位で動員されていることがわかる。この郡単位の甲卒動員は後漢期にはよくみられる。

明年、(竇)固与(耿)忠率酒泉・敦煌・張掖甲卒及盧水羌胡万二千騎出酒泉塞、…(中略)…騎都尉来苗・護烏桓校尉文穆將太原・鴈門・代郡・上谷・漁陽・右北平・定襄郡兵及烏桓・鮮卑万一千騎出平城塞。

(翌年(後73)竇固と耿忠は酒泉・敦煌・張掖の甲卒及び盧水羌胡一万二千騎で酒泉塞から出撃し、…騎都尉来苗・護烏桓校尉文穆は太原・鴈門・代郡・上谷・漁陽・右北平・定襄郡兵及び烏桓・鮮卑の一万一千騎を率いて平城塞から出撃した)

『後漢書』竇融列伝・竇固の条

建光元(後121)年秋…(中略)…度遼將軍耿夔与幽州刺史龐參發広陽・漁陽・涿郡甲卒、分為兩道救之。

(建光元年秋…(中略)…度遼將軍耿夔と幽州刺史龐參は広陽・漁陽・涿郡甲卒を動員し、分割して二方面からこれを救援した)

『後漢書』烏桓・鮮卑列伝

これらの甲卒は完全に進攻軍の主力兵士としか考えられない。ただし、後漢期に入ると下記の光

武帝建武七年三月丁酉詔(31年3月4日)によって材官・騎士が廃止されたとの指摘もあるため⁽¹³⁾、甲卒の中に前漢期以来の材官・騎士が含まれるかどうかは定かではない。

今国有衆軍、並多精勇、宜且罷輕車・騎士・材官・樓船士及軍仮吏、令還復民伍。

(いま国には多くの軍が存在し、精銳が多いので、しばらく輕車・騎士・材官・樓船士及び軍仮吏をやめて帰らせ民伍に復せしめよ)

『後漢書』光武帝紀下

以上、文献史料から甲卒の記載を確認してきたが、基本的には主力兵を示す語句であることは確実であろう。甲卒の性格としては、前漢中期～後漢初には奔命のような臨時動員の兵士とはまた違う兵士で、材官などを含む常備的な主力兵士を指していた可能性がある。無論、兵制の変化によって、同じ甲卒＝主力兵でも、その指し示す内実が時期により異なることはあると思われる。

この文献史料が示す状況の基盤の上で、改めて地湾漢簡の王莽期の甲卒について考えれば、県単位の編制一より大きな範囲では郡単位編成一をされた上で任地へ赴き、到着後に戦闘編成に改組されて肩水候官付近に駐屯し、甲卒は甲卒のみで把握されている可能性がある点など、騎士との共通性がある。その全てが材官かどうか確言できないが、少なくとも材官・騎士に準じた扱いをうける主力兵であり、仮に材官ではない兵士であったとしても、甲卒として編成された限りは材官同然の扱いとなったのではないか。

おわりに

地湾漢簡にみえる甲卒は、王莽期初期に地湾(肩水候官)近辺に戦闘編成をとって駐屯した戦闘部隊であり、同時期、始建国二年末の匈奴との戦いに際して張掖郡を出撃拠点とした奮武將軍王駿・定胡將軍王晏の二部隊の後背守備や予備兵力として動員されていた可能性について述べた。併せて、地湾漢簡中の甲卒の性格については、材官などを含むか、それに準ずる扱いをされる主力兵とみなすべき存在であると推測した。ただし、これは前漢後半期～後漢初にはある程度当てはまると思われるが、漢の兵制も400年の間に変化しているため⁽¹⁴⁾、前漢前半期や後漢期にも同じく当てはまるかどうかは、今後の史料増加を待たねばならないであろう。

註

- (1) (前略) ...今洞庭兵輸内史及巴・南郡・蒼梧、輸甲兵当伝者多、節伝之必先悉行乘城卒・臣妾・城旦舂・鬼薪白粲・居貨贖責・司寇・隱官・踐更者。田時殿、不欲興黔首。... (下略)

(J1⑥5 正面)

- (2) 青木俊介「漢代肩水地区 A32 所在機関とその業務関係—肩水金関と肩水東部を中心に—」(拙編『周縁領域からみた秦漢帝国』六一書房、2017年)。
- (3) 永田英正「居延漢簡にみる候官についての一試論」「再び漢代辺郡の候官について」(同氏『居延漢簡の研究』第Ⅱ部第六・七章、同朋舎出版、1989年〔初出1973・1987〕)。
- (4) 前掲註(2)青木論考。
- (5) 拙稿「漢代の材官・騎士の身分と官吏任用資格」(拙著『漢代の地方官吏と地域社会』第一部第二章、汲古書院、2008年〔初出2004〕)。なお、近年の中国における秦漢兵制の研究としては、王彦輝「論秦漢時期的正卒与材官騎士」(『歴史研究』2015年第4期)は騎士は馬を自弁するといった条件があった旨を論ずる。孫聞博『秦漢軍制演變史稿』(中国社会科学出版社、2016年)があり、第二章第二節「兩漢の郡兵調動—以“郡国”“州郡”的行政变化為背景—」では騎士を常備兵として理解している。
- (6) 大庭脩「地湾出土の騎士簡冊」(同氏『漢簡研究』第一篇第四章、同朋舎出版、1992年〔初出1985〕)。
- (7) 鷹取祐司「漢代長城警備体制の変容」(宮宅潔編『多民族社会の軍事統治—出土史料が語る中国古代』京都大学学術出版会、2018年)。
- (8) 永田英正「新居延漢簡の概観」(『漢代史研究』第Ⅱ部第一章、汲古書院、2017年〔初出1993〕)。
- (9) 騎士部隊の編制については前掲註(6)大庭論考の他、榊山明『漢帝国と辺境社会—長城の風景—』(中央公論社、1999年)111頁を参照。
- (10) なお、A8 甲渠候官出土の1970年代居延漢簡に散見される甲卒は、必ずしも戦闘編成をとっておらず、戍卒と変わらない業務についているように見える。

第十壹甲卒破檄封 (EPT44.4B の一部, A8)

□壬申下舖九分城北甲卒董宗受臨□ (EPT49.37, A8)

紀年簡については EPT44 は後漢、EPT49 は更始～後漢永元年間のものであることは、前掲註(8) 永田論考から判明するが、EPT49 については他にも後漢永元年間ぐらまで時代がくだるのではないかと疑われる事例があり、後漢の簡牘が多いようである。考えられる理由としては、① 王莽期の動員を経た甲卒が両漢交代期の竇融政権時には戍卒の不足を補うために戍卒同様の業務もこなしていたか、② 地湾(肩水候官)付近の甲卒は戦闘編成を取っていたが、甲渠候官付近の甲卒は戦闘編成をとらずに適宜各部署に分散配置されたか、のいずれかではないか。騎士が官吏の代役を務めて烽燧に配置された竇融政権期の事例から考えて(前掲註(5)拙稿参照)、筆者は①の方が可能性は高いと考えているが、明証はない。後考を待ちたい。

- (11) 凌文超「漢晋賦役制度識小」(『簡帛』6、2011年)。
- (12) 奔命の動員規定は張家山漢簡「二年律令」にみえる。

当奔命而逋不行、完為城旦。

(奔命に該当しながら逃げて行かなければ、完城旦とする)

(張家山漢簡「二年律令」興律 399 簡)

この条文とは別に「戍」に該当しながら逃げた場合の罰則が律で定められており、「戍」とは異なる兵役であることは明らかである。奔命の動員事例は『漢書』始元元(前86)年の対西南夷戦(昭帝紀)、居延二(後7)年の翟義との戦い程度である。居延漢簡中には、宣帝期の珠崖郡反乱に関して奔命が動員されたと推測される内容の簡牘がある。

発吏卒犇命給珠崖軍屯有罪及亡命者赦除其罪詔書書到言所下

(EPT56.38, A8)

『後漢書』では地皇二(後22)年の王莽による対緑林戦(劉玄列伝)、更始二(後24)年の対王朗戦(光武帝紀)や建武二十三(後48)年の対武陵蛮戦(宋均列伝)など、新末後漢初に集中する。

(13) 浜口重国「光武帝の軍備縮小と其の影響」(同氏『秦漢隋唐史の研究』上、第一部第七、東京大学出版会、1966年[初出1943])。

(14) 前漢前半期については、県の軍事的権限の高さが指摘されている。佐藤直人「秦漢期における郡-県関係について—県の性格変化を中心に—」(『名古屋大学東洋史研究報告』24、2000年)、小林文治「前漢初期における県の軍事組織について」(『史観』161、2009年)。

※本稿使用の出土史料テキストは以下の通り。

1930年代居延漢簡：謝桂華・李均明・朱国焯『居延漢簡積文合校』文物出版社、1987年・勞幹『居延漢簡 函版之部』中央研究院歷史語言研究所專刊之二十一、1957年・簡牘整理小組編『居延漢簡』中央研究院歷史語言研究所專刊之一〇九、2015年(貳)、2016年(參)、2017年(肆)。

1970年代居延漢簡：甘肅省文物考古研究所・甘肅省博物館・文化部古文献研究室・中国社会科学院歷史研究所編『居延新簡 甲渠候官与第四隧』(中華書局、1994年)。

肩水金關漢簡：甘肅簡牘保護研究中心・甘肅省文物考古研究所・甘肅省博物館・中国文化遺產研究院古文献研究室・中国社会科学院簡帛研究中心『肩水金關漢簡』中西書局、2011年(壹)、2012年(貳)、2013年(參)。

張家山漢簡：張家山二四七号漢墓竹簡整理小組『張家山漢墓竹簡(二四七号墓)』(文物出版社、2001年)、彭宏・陳偉・工藤元男編『二年律令与奏讞書 張家山二四七号漢墓出土法律文献积読』上海古籍出版社、2007年。

地湾漢簡：甘肅省博物館・甘肅省文物考古研究所・出土文献与中国古代文明研究協同创新中心中国人民大学分中心編『地湾漢簡』中西書局、2017年。

東牌楼漢簡：長沙市文物考古研究所・中国文物研究所共編『長沙東牌楼東漢簡牘』文物出版社、2006年。

敦煌懸泉置漢簡：胡平生・張德芳『敦煌懸泉置漢簡帛書』上海古籍出版社、2001年。

里耶秦簡：湖南省文物考古研究所・湘西土家族苗族自治州文物處・龍山縣文物管理所「湖南龍山里耶戰國-秦代古城一號井發掘簡報」（『文物』2003年第1期）。

(明治大学文学部准教授)